

西暦	和暦	誠行社・戸田斎場・富士建設の動向	西暦	和暦	沖縄・台湾・隠岐の動向	西暦	和暦	その他
						1873年	明治6	火葬禁止令が制定
						1875年	明治8	火葬禁止令が解禁
						1876年	明治9	千住南組火葬場の一部を借りて、機械による火葬が認められる(無臭化をめざしたもの)
						1877年	明治10	小塚原火葬場(千住)は19ヶ所の火葬寺を廃して共同火葬場となった
			1887年	明治20	【沖縄】伝染病でなくなった人の洗骨を禁止する(縣諭達第一号) 死後7年間の洗骨の禁止・火葬をするよう指導。	1887年	明治20	小塚原火葬場が廃止。日暮里に火葬場が移転。これに伴い、木村莊平氏が東京博善(株)を発足
			1896年	明治29	【台湾】墓地及び埋火葬に関する訓令が發布される(総督府訓令第32号)			
			1900年	明治33	【台湾】台北市内に大阪の火葬会社をモデルとした火葬場が建設される			
			1902年	明治35	【台湾】同火葬場を運営する台北永寿社が発足(現在の葬儀社と同様、火葬だけでなく、葬具の貸与や人足の派遣などを行う)			
1906年	明治39	【誠行社】地元の有志を中心に「鎌倉葬儀社」を設立(組合形式)						
1910年	明治43	【誠行社】鎌倉葬儀株式会社を設立(火葬炉:4基(薪焼3焼却炉))						
					【沖縄】那覇市松山町に、葬儀の人夫を手配する「沖縄葬儀請負事務所」ができる。 1	1911年	明治44	ロストル式火葬炉のはじまりである「木村式火葬窯」の特許がおりる
1915年	大正4	【誠行社】鎌倉町扇ヶ谷の町営火葬場が廃止。 鎌倉町の要請により、鎌倉葬儀社が火葬業務を請け負う。	1915年	大正4	【台湾】台北にて行われた台湾人富裕層の葬儀では、現代日本で一般的である葬儀告別式が行なわれた。葬儀に参列した日本人の記録によれば、内地(日本)より進歩的であるとしている 2			

西暦	和暦	誠行社・戸田斎場・富士建設の動向	西暦	和暦	沖縄・台湾・隠岐の動向	西暦	和暦	その他
1916年	大正5	【戸田】発起人5名が中心となり、戸田村(埼玉県)にて火葬場新設許可を申請。許可書が交付され、株式会社博典社を設立						
						1917年	大正6	電気炉(田沼式電気焼炉)が実用化する
1919年	大正8	【誠行社】称号を鎌倉葬儀社から誠行社に変更。これに伴い、火葬部と葬儀部を分離していた業務を火葬部のみとする						
						1922年	大正11	神戸市の夢野火葬場で電気炉による火葬が開始
						1923年	大正12	石炭を燃料とした火葬炉に特許が下りる。また、重油を燃料とした火葬炉が実現する。
1927年	昭和2	【戸田】関東電気生化株式会社と改称し、火葬場の開業となる(火葬炉3基)				1927年	昭和2	東京博善の町屋火葬場にて、重油式火葬炉を使用した火葬が、昼間に行われる
1929年	昭和4	【戸田】株式会社戸田葬祭場に改称						
1930年	昭和5	【戸田】火災によって、火葬室を消失。また、火葬炉を破損したために、一時糾合に追い込まれる						
1931年	昭和6	【戸田】東京博善株式会社の支援を仰いで、施設の再建を行う。重油火葬炉5基が設置される						
			1933年	昭和8	【沖縄】那覇市に民営の火葬場である株式会社那覇葬祭安謝火葬場ができる			
			1934年	昭和9	【台湾】皇民化運動の一環として、葬儀改善が行なわれる。台湾社会教化要綱に冠婚葬祭の合理化を謳っている。 3			
1938年	昭和13	【誠行社】薪炉を重油炉に改修。炉は、薪炉1基、重油炉4基の5基に						
1939年	昭和14	【戸田】重油石炭兼用炉4基の増設及び、施設の改修を行う						
1940年	昭和15	【誠行社】従来行ってきた夜火葬から昼火葬に切り替えるとともに、待合室の設置などの改築が実施						

西暦	和暦	誠行社・戸田斎場・富士建設の動向	西暦	和暦	沖縄・台湾・隠岐の動向	西暦	和暦	その他
			1948年	昭和23	【沖縄】戦後、「琉球新報」にはじめて会葬御礼が掲載される	1948年	昭和23	【本土】墓地、埋葬等に関する法律が制定
			1949年	昭和24	【沖縄】戦後、「琉球新報」にはじめて死亡広告が掲載される			
1950年	昭和25	【戸田】埼玉県戸田村から、東京都板橋区に編入する						
			1951年	昭和26	【沖縄】死後24時間以内の火葬が禁止される			
					【沖縄】大宜味村で、婦人会を中心とした火葬場設置運動が起こる			
1953年	昭和28	【誠行社】薪炉を重油炉に改修						
			1959年	昭和34	【沖縄】琉球政府による「墓地、埋葬等に関する法律」が制定			
1961年	昭和36	【誠行社】動物専用の火葬炉1基を増設して、火葬業務を開始						
		【富士】富士建設工業設立				1961年	昭和36	神奈川県川崎市葬祭場に、無煙・無臭化の火葬炉が登場(煙道再燃方式)
1963年	昭和38	【誠行社】国鉄東海道線にて発生した鶴見事故の遺体約160体のうち、24体を誠行社で火葬						
1964年	昭和39	【誠行社】鉄筋コンクリート製の煙突に改修(それまでは、鉄製煙突を使用)						
1971年	昭和46	【富士】火葬の無煙・無臭化を目的とした再燃焼炉を考案し、翌年、茨城県の古河葬斎場に納入						
			1972年	昭和47	【沖縄】沖縄が本土復帰したのを契機に、本土の墓地埋葬法が適用される			
						1977年	昭和52	地下の煙道がつながっていた連立炉から、煙道も含め、独立した完全一基独立炉になる。あわせて、煙突も、1.2メートル前後の短煙突になる
1979年	昭和54	【富士】火葬炉の前にある前室を考案し、翌年、千葉県馬込斎場に納入	1979年	昭和54	【沖縄】沖縄の火葬率が、90%台になる			

西暦	和暦	誠行社・戸田斎場・富士建設の動向	西暦	和暦	沖縄・台湾・隠岐の動向	西暦	和暦	その他
1981年	昭和56	【富士】燃料費のランニングコストを下げる目的からセラミック炉が開発され、大阪府八尾斎場に納入						
1983年	昭和58	【戸田】施設の老朽化に伴い、新葬祭場の計画が始まる	1983年	昭和53	【台湾】「墳墓設置管理條例」が制定(2002年に廃止)			
1983年	昭和58	【富士】神奈川県大和市より、火葬場の業務委託がある。それ以後火葬場の請負業務を実施し、全国で80箇所の火葬場運営に携わる						
1985年	昭和60	【誠行社】待合室、ロビー、事務所などを建替える						
1986年	昭和61	【戸田】火葬炉17基(動物炉1基、研究炉1基を含む)を有する葬祭場施設が完成(着工は昭和59年)						
1987年	昭和62	【戸田】ペットなど動物の火葬事業を開始						
			1989年	平成元	【台湾】課税対象から、火葬費用を全額免除。これが契機となり、火葬が急激に普及			
1993年	平成5	【誠行社】種池式昇降型特殊火葬炉を採用						
			1997年	平成9	【隠岐】島根県隠岐の島町(島後)に、JAが葬祭業を開始(島内初葬儀業者ができる)			
			1998年	平成10	【隠岐】島根県海士町にて、海士町斎場が設置			
2000年	平成12	【誠行社】自家発電装置を設置						
					【沖縄】株式会社那覇葬祭安謝火葬場が廃止			
					【沖縄】南部広域市町村圏事務組合が運営する「いなんせ斎苑」が供用を開始			
2002年	平成14	【戸田】埼玉県毛呂山に、永代供養合祀型墓地、期限レンタル型墓地、一般墓地の3タイプを兼ね備えた霊園事業を開始	2002年	平成14	【台湾】「殯葬管理條例」を施行。これによって、散骨などの自然葬の取り組みがはじまる			

西暦	和暦	誠行社・戸田斎場・富士建設の動向	西暦	和暦	沖縄・台湾・隠岐の動向	西暦	和暦	その他
					[隠岐] 島後斎場愁霊苑に、葬儀場が設置(後に、指定管理者として、JA島後が指名され、管理・運営を行うようになる)			
			2003年	平成15	[隠岐] 民間の葬儀会社が参入し葬儀会館が島内にはじめて設置される	2003年	平成15	指定管理者制度が制定
2004年	平成16	[戸田] 戸田サービスを設立し、ご遺体や遺骨の一時預かりの事業やエンバーミング事業を開始						
2006年	平成18	[誠行社] 誠行社総合葬祭部を設立						
			2009年	平成19	[台湾] 台湾全体の火葬率が、89%になる。(都市部では99%の火葬率)	2009年	平成19	PFIの手法を取り入れた火葬場「悠久の丘」(宇都宮市)が供用開始
2010年	平成20	[戸田] グループ会社である株式会社カズラが、第1回目の散骨を島根県海士町にあるカズラ島で実施	2010年	平成20	[沖縄] 火葬場件数24件(地方公共団体18件、民法法人3件、その他3件)となる			
2011年	平成23	[誠行社] 設立100周年を迎える				2011年	平成23	東北大震災 仮埋葬が実施。火葬を前提とした、土葬が行われた。

1 沖縄に、葬儀会社がはじめてできたのは、本土の人間が、沖縄に滞在することに伴い設置された明治以降であった。それ以前までは、自分たちで作ることが難しい葬具の販売店のみであった。本土式の葬儀は、「大和ダビ」と称され、以後、那覇や首里の都市部の、中流以上の家庭では身分相応に葬儀会社に依頼して、「和琉折衷型」の葬儀を行うようになった。

2 1910年代後半～台湾人の富裕層で、日本的葬儀を推進しようとする運動がみられた(風俗改良運動)

3 近代化を望む台湾人による、民族運動が盛んになる。彼らがモデルとする葬儀は、追悼会のみであった。このスタイルが確立した背景に、道教式の葬送儀礼を迷信的であるとしたことが挙げられる。追悼会は、最も反迷信的葬儀として認識されていた。大衆葬もまた、追悼会と同様の意味を持つ。